

板橋区骨髓移植等の医療行為により免疫を失った者に対する
任意予防接種費用助成事業実施要綱

(令和2年3月19日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、骨髓移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植等の造血幹細胞移植又は抗がん剤治療等の化学療法(以下「骨髓移植等」という。)により予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づく定期の予防接種(以下「定期予防接種」という。)により獲得した免疫が低下又は消失したため、任意で再度の予防接種(以下「再接種」という。)を受けることが必要と医師に判断された者に対し、接種費用を助成することにより、被接種者及び被接種者の保護者の経済的負担の軽減並びに被接種者の接種の促進を図り、感染症の発生及びまん延を防止することを目的とする。

(接種対象者)

第2条 費用の助成の対象となる再接種を受けることができる者(以下「接種対象者」という。)は、再接種を受ける日において板橋区(以下「区」という。)に住民登録のある20歳未満の者で、次に各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髓移植等により、既に接種した法第2条第2項に規定する疾病(ロタウイルス感染症を除く。次条第1号において同じ。)に係る予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失し、再接種が必要であると医師が認める者
- (2) 国内の医療機関において再接種を受ける者

(助成の対象となる再接種)

第3条 助成の対象となる再接種は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定する疾病に係る再接種であること。
- (2) 再接種に使用するワクチンが、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)で定めるものであること。
- (3) 再接種に使用するワクチンが、薬事承認で承認された期間内での接種であること。
- (4) 医師が必要であると認めるものであること。

(助成対象者)

第4条 この助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、接種対象者本人又はその保護者とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、再接種費用として医療機関に支払った金額と、区が公益社団法人板橋区医師会との間で締結している契約に基づく予防接種費用のいずれか少ない額を限度とする。

(助成対象認定の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、接種対象者が第3条に規定する再接種を受ける前に、板橋区骨髓移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成対象認定申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて区長に提

出するものとする。

- (1) 板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成認定に係る医師意見書(別記第2号様式)
- (2) 骨髄移植等の実施以前の定期予防接種の記録が記載された母子健康手帳の写しその他当該定期予防接種を接種したことを証する書類

(助成対象認定の手続)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、認定を決定した場合は、板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成対象認定通知書(別記第3号様式)により、不認定と決定した場合は、板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成対象不認定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(助成金の申請及び請求)

第8条 前条の規定により、認定を受けた助成対象者は、板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書(別記第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、助成の対象となる再接種のうち、最後に接種を受けた日から起算して1年以内に区長に提出するものとする。

- (1) 再接種済み予診票の写し又は再接種の記録のある母子健康手帳の写し
- (2) 再接種を受けた医療機関からの領収書及び診療明細書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第9条 区長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成を適当と認める場合は、板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成金交付決定通知書(別記第6号様式)により、不適当と認める場合は、板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成金不交付決定通知書(別記第7号様式)により通知する。

2 区長は前項の規定により助成金の交付を決定したときは、交付決定者に対し、速やかに助成金を交付する。

(決定の取消し)

第10条 区長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたことが判明したときは、助成の全部又は一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消すときは、板橋区骨髄移植等後任意予防接種費用助成金取消通知書(別記第8号様式)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により助成の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 助成金の交付後に、本来交付されるべき助成金の額を超えて助成金の交付がなされたこ

とが判明したときは、期限を定めて、その差額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）に定めるもののほか、保健所長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 2 年 10 月 13 日から施行する。

付 則

1 この一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の「板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成事業実施要綱」に基づいて作成された様式の利用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する
任意予防接種費用助成対象認定申請書

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住所 _____
氏名 _____
接種対象者との続柄 _____
電話番号 _____

下記のとおり板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成事業を利用したいので、板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成事業実施要綱第6条により申請します。

なお、申請内容について、必要に応じて区が保有する私及び接種対象者の個人情報を読覧すること及び板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成認定に係る医師意見書を作成した医療機関に問い合わせることに同意します。

記

接種対象者	住 所			
	ふりがな			
	氏 名		性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日（満 歳 か月）		
希望する予防 接種の種類	ヒブ（Hib）	初回（1回目・2回目・3回目）・追加		
	小児用肺炎球菌	初回（1回目・2回目・3回目）・追加		
	B型肝炎	1回目・2回目・3回目		
	四種混合（DPT-IPV）	第1期初回（1回目・2回目・3回目）・第1期追加		
	三種混合（DPT）	第1期初回（1回目・2回目・3回目）・第1期追加		
	不活化ポリオ（IPV）	第1期初回（1回目・2回目・3回目）・第1期追加		
	B C G	1回目		
	麻しん風しん混合（MR）	第1期・第2期・第3期・第4期		
	麻しん	第1期・第2期・第3期・第4期		
	風しん	第1期・第2期・第3期・第4期		
	水痘	1回目・2回目		
	日本脳炎	第1期初回（1回目・2回目）・第1期追加・第2期		
	二種混合（DT）	第2期		
ヒトパピローウイルス感染症	1回目・2回目・3回目			
接種予定 医療機関	名称			
	所在地			
	電話番号			

（添付書類）

- 1 板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成認定に係る医師意見書（第2号様式）
- 2 骨髄移植等の実施以前の定期予防接種の記録が記載された母子健康手帳の写し、その他当該定期予防接種を接種したことを証する書類

板橋区骨髓移植等の医療行為により免疫を失った者に対する
任意予防接種費用助成認定に係る医師意見書

年 月 日

（宛先）板橋区長

骨髓移植等の医療行為（ ）により、下記のとおり接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないため、再接種が必要であり、接種が可能な状態と判断します。

なお、再接種の必要性及び副反応については、十分に説明しています。

「骨髓移植等の医療行為」：骨髓移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植等の造血幹細胞移植、又は抗がん剤治療等の化学療法

記

接種対象者	住 所			
	ふりがな		性別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日（満 歳 か月）		
接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと判断する理由	（疾病名） （治療の経過等） （再接種が可能となった日） 年 月 日			
再接種を必要とする予防接種の種類	ヒブ（Hib）	初回（1回目・2回目・3回目）・追加		
	小児用肺炎球菌	初回（1回目・2回目・3回目）・追加		
	B型肝炎	1回目・2回目・3回目		
	四種混合（DPT-IPV）	第1期初回（1回目・2回目・3回目）・第1期追加		
	三種混合（DPT）	第1期初回（1回目・2回目・3回目）・第1期追加		
	不活化ポリオ（IPV）	第1期初回（1回目・2回目・3回目）・第1期追加		
	麻しん風しん混合（MR）	第1期・第2期・第3期・第4期		
	B C G	1回目		
	麻しん	第1期・第2期・第3期・第4期		
	風しん	第1期・第2期・第3期・第4期		
	水痘	1回目・2回目		
	日本脳炎	第1期初回（1回目・2回目）・第1期追加・第2期		
	二種混合（DT）	第2期		
	ヒトパピローウイルス感染症	1回目・2回目・3回目		
医療機関名				
医療機関所在地				
電話番号				
	医師氏名			

板橋区骨髓移植等の医療行為により免疫を失った者に対する
任意予防接種費用助成対象認定通知書

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった板橋区骨髓移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成対象認定について、板橋区骨髓移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

接種対象者	住 所			
	氏 名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日（満 歳 か月）		
認定の対象となる予防接種の種類				

板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する
任意予防接種費用助成対象不認定通知書

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成対象認定について、板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり不認定としましたので通知します。

記

接種対象者	住 所			
	氏 名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日（満 歳 か月）		
不認定の理由				

第5号様式（第8条関係）

板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する
任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書

（宛先）板橋区長

年 月 日

申請者 住 所 _____
 （請求者） 氏 名 _____
 接種対象者との続柄 _____
 電話番号 _____

板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請し、下記金額を請求します。なお、助成金は下記口座に振り込んでください。

記

接種対象者	住 所			
	ふりがな		性別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	（満 歳 か月）	
予防接種実施 医療機関	所在地			
	医療機関名			

予防接種の種類	接種年月日	助成申請及び請求金額
ワクチン 回目・追加	年 月 日	円
ワクチン 回目・追加	年 月 日	円
ワクチン 回目・追加	年 月 日	円
ワクチン 回目・追加	年 月 日	円
ワクチン 回目・追加	年 月 日	円
ワクチン 回目・追加	年 月 日	円
ワクチン 回目・追加	年 月 日	円
ワクチン 回目・追加	年 月 日	円
ワクチン 回目・追加	年 月 日	円
ワクチン 回目・追加	年 月 日	円
助成申請及び請求金額合計		円

委任状（請求者と口座名義人が異なる場合に記入）

板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

〔受任者〕 氏 名 _____
 住 所 _____

振込先	金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店 出張所	金融機関 コード			
	種別	(囲む) 1. 普通 2. 当座	フリガナ		店番号			
	口座番号		口座名義人	左詰めで記入				

（添付書類）

- 1 再接種済み予診票の写し又は再接種の記録のある母子健康手帳の写し
- 2 再接種を受けた医療機関からの領収書及び診療明細書
- 3 その他区長が必要であると認める書類

板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する
任意予防接種費用助成金交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成金の交付について、板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成事業実施要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

助成金交付決定額

円

板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する
任意予防接種費用助成金不交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成金の交付について、板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成事業実施要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。

記

理 由

板橋区骨髄移植等後任意予防接種費用助成金取消通知書

様

板橋区長

年 月 日付けで交付を決定した、板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成金について、板橋区骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者に対する任意予防接種費用助成事業実施要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

記

理 由